

南九州畜産獣医学拠点

牛飼養事業

事業者公募要項

令和5年4月

曾於市

はじめに 南九州畜産獣医学拠点（通称：^ス^ク^ラ^フSKLV）の概要

この度は、南九州畜産獣医学拠点（通称：^ス^ク^ラ^フSKLV）にご興味をお持ちいただきありがとうございます。

2005年（平成17年）7月1日に曾於市が誕生して以降、少子高齢化による人口減少が加速度的に進行している状況です。基幹産業である農畜産業においても、高齢化と人手不足が深刻な課題となっています。

また、平成28年3月31日に統廃合され閉校となった県立財部高校跡地の活用も課題となっていました。

一方、国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部は、2019年12月11日、日本で初めて欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）の国際認証を取得し、欧州水準の教育プログラムが実施できるようになりました。

しかしながら、鹿児島大学をはじめとする全国の獣医学部系の大学は、牛・豚・鶏・馬等の産業動物の実習先不足という課題を抱えています。

そこで、曾於市と鹿児島大学が連携し、双方の課題を解決するため、鹿児島県立財部高校跡地を活用した南九州畜産獣医学拠点（以下、本拠点という）を整備し、令和6年4月の運用開始を予定しています。

本拠点では、全国の獣医学生の実習や獣医師の卒後教育のため、産業動物の実証実習の場を提供し、高レベルの人材を育成するとともに、曾於市の基幹産業である畜産業の研究、研修を行うことで、地域の畜産技術向上や畜産の更なる振興を目指します。

更に、本拠点内で飼養する牛や鶏をブランド化し、国内のみならず世界へ供給することにより、畜産による地方創生の実現を目指しています。

本拠点は、牛、鶏に加え、馬関連施設も整備することで幅広い産業動物の実証実習が可能になるとともに、馬を活用した観光拠点としての役割も担います。

また、旧校舎を改修し、最大5社が入居できるレンタルオフィスや地域住民が利用できる交流室などを整備し、本拠点を中心に新たな人の流れを生み出し、交流人口の増加、新しい産業の創出など曾於市や畜産業が抱える多くの課題解決のための複合施設となる予定です。

第1章 公募する事業の概要

1 公募する事業の名称

南九州畜産獣医学拠点 産業動物モデル飼育エリア 牛飼養事業

2 公募する事業の目的

本拠点における産業動物モデル飼育エリア牛飼養事業の目的は以下のとおりです。

(1) 獣医学及び畜産学教育水準の向上及び畜産業の振興

鹿児島大学をはじめとする全国の獣医系及び畜産系大学の学部学科，及び卒業教育の実習施設として，肉用牛に関する実習ならびに調査研究のために飼養牛を提供し，獣医学教育水準の向上及び畜産業の振興を図る。

また，JGAPの取得農場及び研修施設として，農業従事者等の研修を受入れ，畜産業の更なる振興を図る。

(2) 次世代型畜産の実現

牛の飼養施設は次世代閉鎖型牛舎とし，黒毛和種を最新鋭の設備を用いて飼養する。飼養にあたっては，アニマルウェルフェアの基準に従って飼養するとともに，本拠点内に整備するローカル5G環境を活用し，IoTやICT技術を用いて生産性の向上や省力化等，次世代型畜産を探求，実現する。

また，地球温暖化対策やSDGs等の社会課題や牛の排せつ物処理等の畜産課題にも積極的に取り組む。

(3) ブランド牛の作出

牛飼養事業者（以下，事業者という），曾於市及び鹿児島大学等と相互協力することにより，健康で良質な高付加価値の世界的なブランド牛を作出する。

(4) 曾於市の持続的な発展

曾於市の基幹産業である畜産業の更なる振興を図るとともに，地域の雇用創出や地域活性化への取り組み等，曾於市の持続的な発展に寄与する。

3 公募する事業の概要

事業者は，本拠点内に整備されている次世代閉鎖型牛舎3棟及び付帯設備を使用し，アニマルウェルフェアの基準に従って黒毛和種の肉用牛を一貫飼養する。

また，飼養牛を使用した獣医学部生等の教育や研究に協力し，高レベル人材の育成に寄与するとともに，農業従事者等の研修受入れやブランド牛の作出等に積極的に取り組み，今後の畜産振興に寄与する。

詳細は下記の通りとする。

【牛の飼養・出荷に関すること】

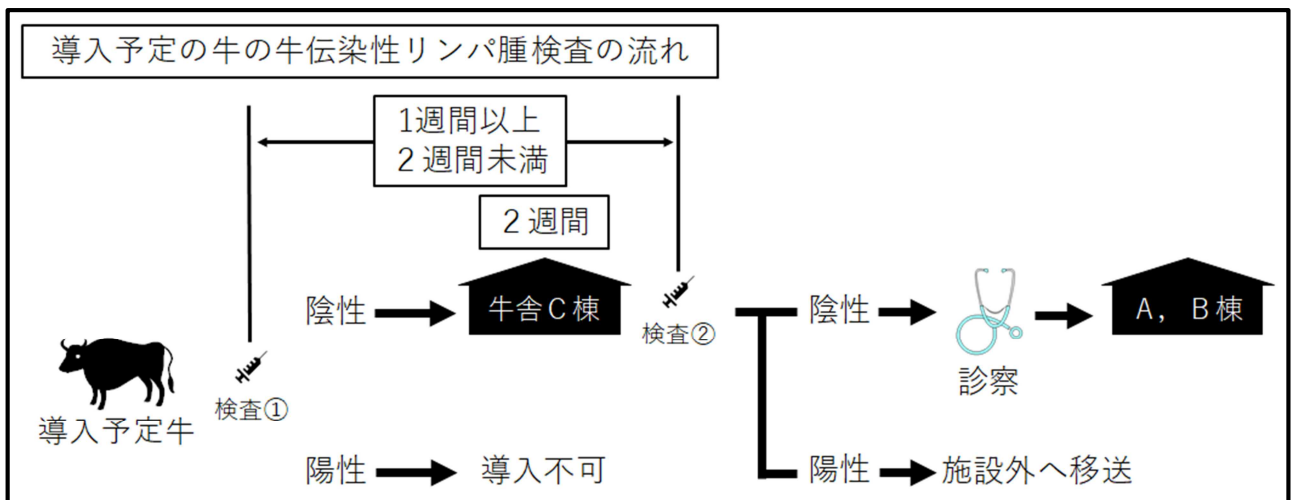
- JGAP の規則に従い飼養管理すること。
- 本拠点での事業開始後、概ね3年以内に JGAP 認証を取得し、以後維持更新すること。
- アニマルウェルフェアの基準に従って飼養管理すること。
原則として、(公社)畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針」を基準とするが、他に従う場合はこれを示すこと。
- 黒毛和種牛の一貫飼育として飼養管理すること。
- 施設内では、牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査陰性牛のみを飼養すること。
- 牛伝染性リンパ腫（牛白血病）の検査は導入予定の全ての牛を対象とする。
- 事業者が施設使用を開始後、1回（2回以上も含む）の牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査陰性が確認された導入予定牛を、牛舎C棟に入舎させることは可能とする。*1
- C棟に入舎後、2週間以上はC棟で飼養するものとし、牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査1回目から1週間以上2週間以内の間に牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査2回目を受検すること。*1
- C棟での牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査2回目で陰性が確認された後、鹿児島大学の獣医師等の診察を受け、C棟からの移動に問題がないと判断された場合は、他の牛舎（A棟、B棟）への移動を可能とする。
*1
- 牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査2回目で陽性が確認された場合は、当該牛を1週間以内に施設外に搬出すること。*1
- 牛伝染性リンパ腫（牛白血病）の遺伝子検査については検査及び診察については、鹿児島大学が設置する検査機関を利用することとする。ただし、牛伝染性リンパ腫（牛白血病）遺伝子検査1回目の検査について、鹿児島大学が設置する検査機関を利用することが現実的でない場合（導入予定牛が遠方にいる場合など）は他の検査機関を利用することができる。*1
- 入舎後の牛については、1年間に1回以上の牛伝染性リンパ腫（牛白血病）の遺伝子検査を受検すること。検査については鹿児島大学が設置する検査機関を利用すること。牛伝染性リンパ腫（牛白血病）陽性が判明した場合には、当該牛を1週間以内に施設外に搬出すること。
- 検査及び診察にかかる費用については、原則として事業者が負担すること。検査及び診察については、獣医師指導の下、獣医学生が行う場合がある。
- 供用開始後5年以内に、施設への導入牛（基本的に繁殖素牛）の概ね半数を曾於中央家畜市場から導入すること。
- ICT 技術を用いた省力化等に資するシステムを導入すること。システムの導入については、事業者側からの提案を審査する。
- 供用開始当初から、繁殖牛、子牛及び育成牛を合計で50頭程度以上を飼

養管理し，供用開始3年後には繁殖牛，子牛，育成牛及び肥育牛を合計で300頭から350頭程度（概ね繁殖牛100頭，子牛を含む育成牛100頭，肥育牛150頭）を飼養管理すること。

（導入及び飼養計画については，事業者による提案を審査します。）

- 子牛を市場で販売すること及び事業者が所有する他農場に仕向けることは可能とするが，飼養計画に基づき在庫管理すること。
- 家畜共済制度については，事業者が加入すること。
- 飼養管理牛の疾病発症及び予防に最大限配慮し，診察が必要な場合には遅延なく鹿児島大学に所属する獣医師（緊急時及び同獣医師不在時を除く）に診察を依頼すること。診療費用等については，原則として事業者が負担すること。
- 配合飼料については，事業者側の提案を審査します。研究事業により，配合飼料を変更する場合は，委託料の支払い又は交付金の支払い等の条件を協議する。研究事業による不利益が生じないように配慮する。
- その他，牛の飼養・出荷に関することで，疑義が生じた場合は，市，鹿児島大学等の関係機関と協議の上対応することとする。

* 1



【アニマルウェルフェアの飼養基準】

- 牛の飼養面積は、1頭あたり、6平方メートル以上とすること。やむを得ない場合は、一時的に下回る場合は可とする。
- 生まれた子牛は、原則として3か月間以上は母牛と一緒に過ごすこと。

【施設内の機器に関すること】

- 本拠点内の牛飼養施設で使用する機械（ダンプ、ショベルローダー、ホイールローダー、フォークリフト、給仕機等）については、事業者において準備すること。
- 牛舎3棟、付帯施設の構造等については、別紙1の平面図を確認すること。
- 人工哺育については、原則として行わないこと。
- 本拠点内の牛飼養施設に関する維持管理費の目安については、別紙2のとおりである。（あくまで目安であり、実際の維持管理費を保証するものではありません。）
- 本拠点内の牛飼養施設において設置している設備については、『対象施設概要』及び『平面図』を確認ください。また、ICT機器の設置に関しては、事業者において選定し提案することとします。ICT機器の設置に関する独自の助成はありません。畜産クラスター事業等の補助金・交付金等の活用を検討してください。

【牛のブランド化に関すること】

- 供用開始後5年以内に本拠点のブランド牛として年間50頭以上の肥育牛を出荷できるように、曾於市及び鹿児島大学とともにブランド化を実施すること。
- ブランド牛はアニマルウェルフェアの基準に従って飼養された、疾病フリーかつ、公益財団法人日本食肉格付協会により定められた、部分肉歩留等級A及び肉質等級5（BMS評価値No.8以上）のA5ランクの肉質であること。
- ブランドは本拠点のブランドとして活用すること。
- ブランド牛の出荷及び販売戦略については、事業者側からの提案を審査します。
- 供用開始後5年以内にブランド牛として海外への輸出も行うこと。海外輸出事業については、事業者側からの提案を審査する。具体的な事例を挙げて提案すること。

【産業動物の教育・調査・研究等への協力に関すること】

- 鹿児島大学が推進する教育・調査・研究のために、原則として、飼養管理牛を提供し、協力すること。
- 全国から訪れる獣医学生等の教育等のために、原則として、飼養管理牛を提供し、協力すること。
- 鹿児島大学が所有する実習用の牛5頭以内を飼養すること。また、他の牛と同等以上の飼養を行い、費用は、原則として、事業者が負担すること。
- JGAP 認証取得後、JGAP 実習施設として農業従事者等の受入れに協力すること。
- 本拠点の管理運営団体の事業推進に協力すること。
- 曾於市の事業推進に協力すること。
- 拠点施設に入居する他の民間事業者の事業推進に協力すること。

【その他】

下記の社会課題への対応について、事業者側からの提案を審査します。

- 家畜排せつ物の処理について
- SDGs への取組みについて
- 地球温暖化への取組みについて
- 地域雇用の創出への取組みについて
- 地域活性化への取組みについて

第2章 牛飼養事業公募概要

1 対象施設概要

事業者が借り受ける施設は、曾於市が所有する下記の施設です。

- (1) 所在地・・・鹿児島県曾於市財部町南俣1343
- (2) 対象施設

ア 次世代閉鎖型牛舎（スマート牛舎）

- 牛舎A棟 鉄骨造 2,159.92 m²×1棟
- 牛舎B棟 鉄骨造 1,462.72 m²×1棟
- 牛舎C棟 鉄骨造 826.20 m²×1棟

イ 付帯設備

- 飼料庫兼機材庫・衛生管理室 鉄骨造 339.14 m²
- 敷料庫兼機材庫 鉄骨造 287.87 m²
- 堆肥舎 鉄骨造 423.99 m²

※対象施設は、令和5年3月27日に完成しており、原則として、現状有姿で使用開始されます。

2 公募対象となる牛飼養事業者（基本的要件）

- 応募時において、南九州（鹿児島、宮崎、熊本いずれかの県内）において畜産業を営む法人であること。
- 十分な資金及び畜産農家としての経営ノウハウを有し、長期間にわたって安定的に経営できる能力を有すること。
- 5年間以上の黒毛和種の一貫飼育経験を有していること。
- 令和3年度の全出荷黒毛和種牛のBMS評価の平均値が概ねNo.8以上の実績を有すること。（※BMS評価とは、牛脂肪交雑基準のことである。）
- 本拠点の牛飼養施設において、事業開始後概ね3年以内にJGAP認証を取得できる事業者であること。
- 本拠点における、牛飼養事業の目的を十分に理解し、鹿児島大学等の研修・研究、及び曾於市等と連携・協力してブランド牛の作出に協力する体制を確保できる事業者であること。

3 対象施設の使用条件

【使用許可申請】

曾於市に対象施設の使用許可申請をし、許可後、対象施設が使用可能になります。

【許可期間】

- 許可期間は3年間とします。
- ただし、毎年度審査を実施し、本事業の目的達成にそぐわない事業者と判断された場合は、許可を取り消すことがあります。
※許可を取り消された場合、事業者は遅滞なく退去することとします。
※許可の取り消しにより事業者が被る損害等について、曾於市（指定管理者を指定していた場合は指定管理者を含む）及び国立大学法人鹿児島大学への請求は認めないものとします。

【使用開始時期】

事業者は、令和5年度中に曾於市へ対象施設の使用許可申請を提出し、許可後、施設使用が開始します。（使用開始時期は協議により決定します）

【使用料等】

使用料は、年間2,000,000円とします。

ただし、今後制定される曾於市の条例等により、変動する場合があります。

※令和5年度は準備期間とし、徴収しない予定です。

【使用料の見直し】

使用料は、本施設の使用開始から許可期間満了の日まで原則として一定としますが、ブランド牛販売などの実績を考慮し増額する場合があります。

【その他の費用】

対象施設において使用した光熱水費、通信費等の費用は事業者の負担とします。

※令和5年度は準備期間とし、徴収しない予定です。

【支払方法】

(1) 使用料は、原則として曾於市が指定した方法により、指定した期日までに毎月支払うものとします。

(2) 使用料の支払いが遅れた場合は、曾於市税条例第19条第1項の規定に準じて延滞金を徴収します。

※令和5年度は準備期間とし、徴収しない予定です。

【指定管理者を指定した場合の対応】

曾於市が本拠点に指定管理者を指定した場合は、事業者は指定管理者へ新たに使用許可申請を行い、許可を受けることになります。

【用途の指定】

事業者は、本施設を肉用牛一貫飼養施設として使用しなければなりません。

【物品の用意】

対象施設を使用して運営するにあたり必要となる物品は、原則として事業者が用意することとします。

【設備の追加整備】

(1) 追加設備に関する手続き

曾於市が用意した設備以外のもので、対象施設において事業を行うために必要な設備は、事前に曾於市に承諾を得たうえで、事業者の負担で自ら整備してください。なお、対象施設の使用を終了する場合は原状回復を行う必要があります。

ただし、退去する際に次の事業者が決まっており、追加設備について残置する合意ができている場合で、退去前にその旨曾於市に承諾を得た場合は、追加備品の残置を認めるものとします。

(2) 造作買取請求権の放棄

使用期間中に(1)により整備した追加設備について、退去する際に事業者が借地借家法第33条に基づく「造作買取請求権」は放棄するものとします。

【維持管理及びその費用負担】

施設、設備等の維持管理に要する費用は、事業者の負担となります。ただし、曾於市が設置した施設の設備、例えば電気系統、機械系統の設備は、市が維持管理し、その費用を負担します。なお、事業者の故意、または過失による汚損等による修繕、原状回復に要する費用は事業者の負担となります。

【施設の返還】

事業者が施設使用を終了するときは、事業者側の負担により、追加整備した設備等の撤去等を行い、原状回復させ退去することになります。

第3章 応募及び選定の手続き

1 応募の手続き

(1) 公募スケジュール

下記の通り公募を予定しています。※変更になる場合があります。

日程	内容
令和5年4月14日(金)以降	公募要項の公表
令和5年4月17日(月)～28日(金)	内覧・現地説明 ※随時調整の上実施
令和5年5月1日(月)	参加表明書類の提出〆切 ※辞退届は5月19日(金)まで
令和5年5月22日(月)まで	資格審査・書類審査
令和5年5月29日(月)	面談審査
令和5年6月5日(月)	審査結果通知
令和5年6月12日(月)	優先交渉権者との協議
令和5年6月26日(月)	基本協定の締結
令和5年7月上旬	施設使用許可申請・許可
令和5年7月下旬	牛搬入スケジュールの作成提出
令和5年10月以降	牛搬入開始

(2) 応募要件

ア 基本的要件

『第2章 牛飼養事業公募概要』の『2 公募対象となる牛飼養事業者(基本的要件)』を参照ください。

イ 応募者の制限

応募者が次に規定する制限に抵触した場合は、当該応募者は失格とします。

- ・破産法第18条又は第19条の規定による破産の申し立てがなされている者
- ・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者
- ・民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する者
- ・宗教又は政治を主たる活動とする者

(3) 応募手続

ア 参加表明

(ア) 受付期間

令和5年4月17日(月)～令和5年5月1日(月)17時必着

(イ) 提出方法

下記提出先まで、別紙3提出書類一覧に記載の提出書類を郵送又は直接持参にてご提出ください。なお、参加表明書類提出後、事業への参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を令和5年5月19日(金)までに提出してください。

イ 内覧・現地説明

内覧・現地説明については、応募意向のある事業者と随時調整のうえ、実施しますので、希望する日時をお知らせください。

ウ 提出書類

参加表明書類は別紙3提出書類一覧のとおりです。

エ 提出先

曾於市役所企画政策課南九州畜産獣医学拠点整備推進室

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980

電話：0986-76-8802(内線1221・1232)

E-mail:kikaku_sousei@city.soo.lg.jp

2 選定の手続き

(1) 審査体制

審査は、曾於市が行うこととします。

(2) 牛飼養事業者の決定方法

事業者の決定方法は下記の通りとします。

ア 選考手順

応募受付後、審査(資格審査、書類審査及び面談審査)を経て、事業者を決定します。

イ 資格審査

応募者が『第3章 応募及び選定の手続き』の『1 応募の手続き』の『(2) 応募要件』における基本的要件に該当し、応募者の制限に抵触していないかを審査します。

ウ 書類審査及び面談審査

曾於市及び鹿児島大学等の関係機関において書類を審査します。その後、応募事業者と面談を行った上で事業者を決定します。

エ 優先交渉権等の決定について

審査の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、応募者全員にその結果を通知するとともに、曾於市ホームページでも公表します。応募者は優先交渉権者の決定に対して異議を申し立てることはできないものとします。

(3) 審査項目

別紙4のとおり

3 対象施設の使用許可

優先交渉権者は、曾於市からの選定通知後、速やかに事業内容について曾於市と協議を行います。

事業の基本的事項について協議が成立した後、令和5年7月以降、優先交渉権者が曾於市へ施設の使用許可申請書を提出し、許可を受けることとなります。